平成２７年（フ）第１４８２号
札幌市北区あいの里１条４丁目14番15号　サンヴィレッチＢ棟101号
債務者　山田有紀子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４７号
埼玉県飯能市大字岩沢106番地11　昭和コーポ飯能102
債務者　水村　正一
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塩　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市薮田２丁目10番地６
債務者　大山　　強
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市黒髪町6329―６
破産者　株式会社佐世保弘乳舎
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６９９号
埼玉県北足立郡伊奈町栄３丁目92番地２
破産者　株式会社アオキ
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４７号
さいたま市浦和区北浦和３丁目２番５号
破産者　有限会社ノバ
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
千葉県四街道市鷹の台３丁目１番19号
破産者　間島　義英
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８９号
群馬県安中市松井田町松井田403番地
破産者　株式会社櫻井呉服店
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２０号
埼玉県坂戸市大字浅羽931番地１
破産者　本多土木工事株式会社
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７５９０号
東京都板橋区徳丸８丁目25―13―101
破産者　甲能希巳枝
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５６号
東京都羽村市羽中４丁目５番34号
破産者　原田　　勝
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６５７号
東京都羽村市羽中４丁目５番34号
破産者　原田　徳子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０９号
（最後の住所）横浜市瀬谷区北新30番地１パークサイドＭⅡ103号室、破産手続開始決定時の住所横浜市瀬谷区中屋敷１丁目14番地の14
破産者　被相続人亡高橋健二相続財産
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７１号
神奈川県大和市下和田1390番地
破産者　株式会社韓味館
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６２３号
横浜市青葉区たちばな台１丁目19番地７
破産者　株式会社ゴルフアリーナ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２１号
岐阜県羽島郡岐南町上印食８丁目29番地
破産者　吉田硝子株式会社
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７０号
名古屋市天白区土原１丁目197番地10
破産者　株式会社埼栄
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２３号
名古屋市守山区苗代２丁目17番35号
破産者　有限会社レパレ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８３号
名古屋市中区丸の内３丁目14―32　丸の内三丁目ビル６Ｆ
破産者　株式会社ユーアイ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５号
三重県伊賀市上野車坂町655番地の134、前住所奈良市月ヶ瀬尾山2312番地の１
破産者　下阪　善彦
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部